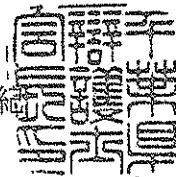


2012年4月27日

## 秘密保全法の国会提出に反対する会長声明

千葉県弁護士会

会長 齋藤 和



### 第1 声明の趣旨

現在政府がめざしている新たな秘密保全のための法制化に反対する。

### 第2 この間の経過と法制化の概要

#### 1 この間の経過

2011年8月8日、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」は、政府における情報保全に関する検討委員会の要請に基づいて、秘密保全法制を早急に整備すべきである旨の「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（以下「有識者報告書」などという）を発表した。

これを受けた検討委員会は同年10月7日、今通常国会への提出に向けた法案化作業を進めると決定した。これに対して、日弁連や多くの単位弁護士会とマスコミ界が相次いで反対を表明している。

さらに、民主党の作業チームが、特別秘密の範囲と内容を国会がチェックする「秘密委員会」の設置と所属委員の守秘義務を検討していると伝えられている。

その後、今国会への法案提出は見送るとの報道もされたが、政府としての正式の表明ではなく、いずれにせよ政府が法案化を断念したわけではない。

#### 2 法制化の概要

有識者会議報告書は、ネットワーク社会の進展に伴う情報の流出事案が発生しているとし、いくつかの情報漏えい事件をあげて、現行法には漏えい防止のための管理に関する規定がなく、罰則の抑止力が不十分であるとして法案化の必要性を説いている。そして、「国の安全」「外交」とともに、1985年に国会に提出されて廃案となつたいわゆるスパイ防止法案にもなかつた「公共の安全及び秩序の維持」を含む「特別秘密」について国の行政機関などがこれを指定したうえで、特別秘密を取扱う者に対する人的管理の必要性を強調している。この人的管理の中核となるのが、行政機関の長による情報取扱者に対する「適正評価制度」の創設である。そしていわゆるスパイ防止法と同様にその漏えい等に対する広汎な犯罪行為類型を提案するとともに、情報取扱者以外の者に対しても「特定取得行為」についての禁止を提案している。罰則も、10年以下の懲役を提案し、重罰化による抑止力を求めている。

### 第3 反対の理由

この有識者報告書の考え方に基づく法制化がされれば、表現の自由を侵し、国民監視とプライバシー侵害をもたらす。しかし、今求められているのは国民主権に基づく知る権利の保障と情報公開の徹底である。

当会はかかる観点に立って、以下、この報告書に沿って、その問題点と反対理由を明らかにする。

#### 1 立法事実の不存在と重要情報秘匿の弊害

この秘密保全法制が必要だとされたいくつかの情報漏えい事件は、それぞれ国家公務員法等の現行法制で対応できるものであり、多くは不起訴処分となっている。また、その多くは管理体制やセキュリティの不備が原因となって発生している。

さらに、すでに秘密保護法制が整備されていて、現に膨大な秘密情報が蓄積されている。

むしろ国の平和と安全や針路に関わる重要な情報が秘匿されたり、福島原発事故で国民の健康、安全に関わる重要な情報が開示されなかつたことこそ問題であるから、新たな法制化の必要性を裏づける立法事実はなく、重要な情報の秘匿の弊害こそ大きい。むしろ今求められているのは情報公開の徹底である。

#### 2 広汎な特別秘密概念と罪刑法定主義違反

「特別秘密」は、「国の安全」「外交」「公共の安全及び秩序の維持」の3分野を対象としているが、これは広汎であいまいな概念である。有識者報告書によれば、特別秘密に該当しうる事項を別表で列挙するとされているが、現行の自衛隊法第96条の2の防衛秘密にかかる別表第四と同様の網羅的なものになると思われる。また、「特に秘匿することが必要」とか「国の重大な利益を害するおそれ」などの要件も提案されているが、これらの要件該当性は秘密の指定権者が判断し、第三者によるチェックの仕組みもないから、恣意的な拡大解釈のおそれがある。いずれも十分な絞りとはならない。

そうすると、広汎であいまいな概念に基づく処罰が可能となり、罪刑法定主義に反するおそれがある。

#### 3 規制の対象となる情報取扱者の広汎性と国民監視のおそれ

規制の対象となる情報取扱者は、取扱業務者（防衛省職員や武器製造の委託を受けた民間事業者など）と業務知得者（検察官や財務省担当者など）とされており、公務員等に限らず、委託を受けた民間事業者、研究者、企業の技術者など広汎である。

そうすると、多くの国民に対する監視を招くおそれがある。

4 情報取扱者に対する適正評価制度によるプライバシー侵害と国民監視のおそれ  
有識者会議報告はアメリカやイギリス、ドイツ、フランスの制度を紹介し、「特別秘密」を取扱う者に対する「適正評価制度」の創設を提起している。要するに、行政機関や地方公共団体（主として警察）が、情報取扱者に限らずその配偶者を含めて、特別秘密を取扱う適格があるかどうかを思想、信条やセンシティブ情報も含めて調査し評価するというのであり、前項記載のとおり、その対象者は公務員だけでなく、委託を受けた民間事業者、研究者や企業の技術者とその関係者などに及ぶ。

結局、広汎な国民に対するプライバシー侵害や思想・信条に対する差別、収集された情報の目的外利用などにつながるおそれがある。

しかし、秘密の管理は、その作成、取得、利用から廃棄に至る各段階における保全措置やセキュリティによってその万全を期すのが基本である。

#### 5 犯罪行為類型の広汎性と報道の自由、知る権利の阻害のおそれ

情報取扱者について、漏えい行為とその未遂、共謀、独立教唆・扇動行為に加えて過失による漏えい行為など、禁止行為も広汎である。

そして情報取扱者に該当しない者についても、「特定取得行為」とされる社会通念上是認できない行為を手段とする取得行為が禁止され、これらの未遂、共謀、独立教唆・扇動行為も処罰の対象とされているから、報道機関の取材行為に対する萎縮効果が大きい。そうすると、報道の自由と国民主権に基づく国民の知る権利が大きく阻害されるおそれが強い。

#### 6 重罰化の問題点

現在、国家公務員法は職務上知り得た秘密の漏えいについて、「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」を、また自衛隊法は防衛秘密の漏えいについて「5年以下の懲役」をそれぞれ規定している。そして、日米相互防衛援助（MDA）協定に伴う秘密保護法は特別防衛秘密の漏えいについて、また日米地位協定の実施に伴う刑事特別法は米軍の秘密の漏えいについて、いずれも「10年以下の懲役」を定めている。

今回の法制にあたって有識者会議の報告書は、罰則について、自衛隊法と同じ「5年以下」の案とMDA協定に伴う秘密保護法と同じ「懲役10年以下」の案を併記していたが、結局、最高「10年以下の懲役」とし、あわせて自衛隊法に定める懲役5年以下を10年以下に引き上げて新法案に盛り込む方向と伝えられている。

しかし、もともと秘密漏えいに対して刑罰による威嚇を加えること自体が表現活動を萎縮させるおそれがあり、これを重罰化することによる萎縮効果は大きい。

## 7 裁判手続における問題点

秘密保全法制に関わって起訴された者の裁判手続は、これまでの秘密保護法制のもとでの裁判手続と同様に、秘密の内容が十分に明らかにされないまま進められることになる。これでは公開の法廷で適正な手続に従って公平な裁判を受ける権利が侵害されるおそれがある。

## 8 国民的議論が尽くされていない

以上のような多くの重大な問題があるにもかかわらず、有識者会議の議事録はなく、発言内容のメモの廃棄と議事要旨の改ざんが明るみに出た。また、多くの国民はこの問題に関する情報をほとんど知らされていない。したがって、当然のことながら民間議論は尽くされていない。ところが政府は法曹界やマスコミ界の反対を無視して秘密保全法制の法案化作業を進め、国会への提出を急いでいるのである。これは民主的な立法手続に反する。

## 第4 当会の立場と決意

当会はいわゆるスパイ防止法に対して、国家秘密法阻止対策本部を設置して反対意見書を公表し、県選出国會議員への働きかけなどの活発な反対運動を行い、日弁連や他の単位弁護士会と協力してこれを廃案に追い込んだ。また、その後作成された修正案についても反対運動を行って国会への提出を断念させることに一定の寄与を行った。この反対運動の中で日弁連と各単位弁護士会は、求められているのは情報公開法の制定であるとして、国民世論に訴えて法案の成立を阻止した。この情報公開法について、現在、知る権利の保障規定の新設、不開示情報の範囲の限定、インカメラ手続（行政情報の提出を命じて裁判所のみが見分できる手続）の新設などを内容とする改正法案が国会に提出されているが、今回の法制化作業はこれと矛盾し、情報公開を求める世論にも逆行する。

当会は、今回の秘密保全のための法制化に反対するとともに情報公開の徹底を求めるなど、弁護士法1条の趣旨である社会正義の実現と人権擁護という弁護士会の職責を果たす決意である。